

議会運営委員会会議記録（概要）

令和5年3月1日（水）

開 会 午前10時0分

【議 事】

末吉委員長

審査の流れを確認するため、暫時休憩します。

休 憩（午前10時1分）

（協議会を開催）

再 開（午前10時43分）

1 請願審査

○請願第1号 「政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願

中村委員

意見書の提出を求める請願については、この間もずっと議員提出議案の方での対応ということで、議会の中で議論をしてきた経緯がある。今回また同様の、意見書の提出を求める請願が出てきたということについては、理解をできない部分がある。どういうふうに審査をしてよいかというところで、審査に入る段階でその辺のところを守られなかったというのは、ちょっと困惑している状況がある。

植竹委員

同様だ。前回も同じ意見書の提出を求める請願が出され、そのときに市

民の請願権の、権利や確保といったことも議論されていたと思う。通常、この議運において行われる意見書の提出の議論の場において、既に市民の請願権というか、そういったものを提出できる旨の協議をしていることで確保されているという議論があったと思う。例えば、請願が採択され、意見書の提出を求めるという内容であるがゆえに、さらにそこから議運で議論される。しかし、所沢市議会の議運については、全会一致を原則としている。なかなかそうなり得ないことが分かっている状況の中で、改めての提出というものがいかなものかと思っている。

矢作委員

今回、国に対して意見書の提出を求める請願が出されているわけだが、先ほど来、議員提出議案として出すべきではないかというような意見があるが、議員提出議案としても出せる、また、市民は請願として出せるということで、この両方が保障されていると思っている。そういう点でも、請願者の方からも意見を聞いていくというのは議会の役割だと思うし、紹介議員からも意見を聞くということが必要だと思っているので、請願者と紹介議員、両方に来ていただくということで進めていただきたいと思います。

末吉委員長

ただいま、矢作委員から、参考人として大山氏の出席を求め、意見を伺いたいとの動議が提出されました。

お諮りします。地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として大山氏の出席を求め、意見を伺うことに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手少数)

挙手少数です。よって、参考人の出席を求めないことに決しました。

次に、矢作委員から、紹介議員の説明を求めたいとの動議が提出されました。

お諮りします。会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員である平井議員の出席を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数です。よって、紹介議員の出席を求めないことに決しました。

それでは、ここで、請願第1号の審査を保留し、3月2日午前9時から引き続き審査を行います。

○請願第3号 市民が安心安全に穏やかに暮らせるよう活動する自治連合会と協働する所沢市議会において『通年市議会』については、市民の理解を得られるよう、十分な説明を求める件

石原委員

この請願第3号については、言うまでもなく、大変重要な議題だ。請願者本人を参考人としてお招きし、意見を伺うべきだと考える。また、紹介議員となっている3名の議員についても、招致の上、意見をお聞きしたいと思う。

末吉委員長

ただいま、石原委員から、参考人として安田氏の出席を求め、意見を伺

いたいとの動議が提出されました。

お諮りします。地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として安田氏の出席を求め、意見を伺うことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手総員)

挙手総員です。よって、参考人の出席を求めることに決しました。

次に、石原委員から、紹介議員の説明を求めたいとの動議が提出されました。

お諮りします。会議規則第138条の規定に基づき、紹介議員である平井議員、西沢議員、入沢議員の出席を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手総員)

挙手総員です。よって、紹介議員の出席を求めることに決しました。

ここで、請願第3号の審査を保留し、3月10日午前9時から引き続き審査を行います。

安田氏が3月10日に出席可能かどうかについて、事務局は確認をお願いします。

浅野委員

請願第2号の審査を10日に市民文教常任委員会が行う場合は、議運が終わってからになるのか。

轟議会事務局

参事

末吉委員長

これまでの運用としましては、議会運営委員会が午前9時から、市民文教常任委員会が参考人等の出席を求めることとなった場合は、その後、市民文教常任委員会を開催する流れとなります。

ただいま事務局で参考人として安田氏の出席について確認をしたところ、出席が可能とのことでしたので報告します。

以上をもって、本日の請願の審査を終了いたします。

終 了 (午前10時53分)